

**NISA 及びジュニア NISA において金融商品取引業者等の営業所の長が所轄
税務署長に提供する事項の「レコードの内容及び記録要領」等の FAQ**

平成 28 年 1 月
国税庁

NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）において、金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する事項の「レコードの内容及び記録要領」等について、よくあるご質問と特にご留意いただきたい事項を取りまとめましたので、参考にしてください。

（注）この FAQ は、平成 28 年 1 月 1 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

各申請事項の基本的なレコードの内容、記録要領及び留意事項については以下のホームページを参考としてください。

国税庁ホームページ > 源泉徴収義務者の方へ > NISA に関する情報
(<http://www.nta.go.jp/gensen/nisa/index.htm>)

《目次》

- 【1 よくある質問】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- [Q 1] 「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「提出事項（非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」及び「提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）」について、「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合はどうなりますか。
- [Q 2] 誤って同一人のデータを複数回提供した場合はどうなりますか。
- [Q 3] 各申請データについて、一日に送信できる上限件数はありますか。
- [Q 4] 「NISA コーナー」における一連の処理には、どのくらいの時間がかかりますか。
- [Q 5] 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」はどのような単位でメッセージボックスに格納されますか。

[Q 6] 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」はどのようなファイル形式でメッセージボックスに格納されますか。

[Q 7] 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」はメッセージボックスに何日間保存されますか。

[Q 8] 送信した各申請データは受信通知からダウンロードが可能とのことですが、どのようなファイル形式になりますか。

【2 特にご留意いただきたい事項】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- (1) 住所（居所）又は所在地の記録について
- (2) 「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」について
- (3) 「未成年者非課税提供確認書の交付申請書に記載された事項」について
- (4) 「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」について
- (5) 「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」について

【1 よくある質問】

[Q1] 「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「提出事項（非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」及び「提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）」について、「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合はどうなりますか。

[A]

「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」、「提出事項（非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」及び「提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）」について、「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記録がない場合でも、エラーとはなりません。

この項目に記録がなかった場合、「非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号」（「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」）、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書を識別するための記号又は番号」（「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」）又は「廃止通知書を識別するための記号又は番号」（「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」、「未成年者口座開設の可否事項」）の項目にも情報が記録されません。

この項目は、

- ① 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」のデータと「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」のデータ
- ② 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」のデータと「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」のデータ
- ③ 「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」のデータと「提出事項（非課税管理勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）」のデータ
- ④ 「未成年者口座開設の可否事項」のデータと「提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）」

との突合を行う場合にご活用ください。

なお、個人が識別される番号（口座番号等）や文字は入力しないでください。

[Q 2] 誤って同一人のデータを複数回提供した場合はどうなりますか。

[A]

各申請事項等の提供時点では判断できませんので、2回目以降提供いただいたデータも正式に受理され、税務署での審査を行った上、結果として重複申請となります。この重複申請の内容を確認するために、後日税務署から金融商品取引業者等へ連絡がされることとなります。

なお、「NISA コーナー」を利用する場合には、複数回提供を防止するため、以下のチェックを行っています。

- ① CSV ファイルの選択画面において、同名のファイルを選択したときに、エラーメッセージが表示されます。
- ② e-Tax のログインを継続して送信する場合、同名のファイルを選択したときに、警告メッセージが表示されます。

[Q 3] 各申請データについて、一日に送信できる上限件数はありますか。

[A]

一日に送信できる上限件数はありません。

[Q 4] 「NISA コーナー」における一連の処理には、どのくらいの時間がかかりますか。

[A]

「NISA コーナー」における一連の処理（TOP 画面～CSV ファイル読み込み～電子署名の付与～送信～受信通知の確認）の処理時間の参考値は以下のとおりとなります。

なお、ご利用のレコードデータのサイズにより、処理時間は異なります。

(動作環境 OS : Windows7 CPU : Pentium®Dual-Core CPU E5300 @2.60GHz メモリ : 2GB)

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ○ 300 レコード (CSV ファイル 93KB) | 0.9 分 |
| ○ 5,000 レコード (CSV ファイル 1,543KB) | 1.8 分 |
| ○ 25,000 レコード (CSV ファイル 7,715KB) | 9.9 分 |

※ 上記時間には、操作時間及びネットワーク処理時間は含まれておりません。

「NISA コーナー」における一連の処理（TOP 画面～CSV ファイル読み込み～電子署名の付与～送信～受信通知の確認）では、データの整合性確認、不要データ削除、スキーマチェック、署名付与等を行っていますので、対象のデータ量が多くなるに従い、処理時間が増大します。

[Q5] 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」はどのような単位でメッセージボックスに格納されますか。

[A]

「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」は、e-Tax で申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されます。

（注）NISA 及びジュニアNISA の交付申請事項等は、同一ファイルで送信することが可能（申請事項等の種類が同じである場合に限る。）ですが、この場合、税務署から提供する「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」の提供等についてもNISA 及びジュニアNISA の区分なく、e-Tax で申請した受付番号の単位でメッセージボックスに格納されます。

[Q6] 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」はどのようなファイル形式でメッセージボックスに格納されますか。

[A]

「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」は、XML 形式でメッセージボックスに格納されます。

[Q 7] 「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」はメッセージボックスに何日間保存されますか。

[A]

「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報の提供」、「非課税口座開設又は非課税管理勘定設定の可否事項」及び「未成年者口座開設の可否事項」は、メッセージボックスに格納された日から120日を経過すると「メッセージボックス（過去分）」画面に移され、格納されてから1,900日間（約5年間）を経過すると既読・未読に関わらず削除することとしています。

[Q 8] 送信した各申請データは受信通知からダウンロードが可能とのことですが、どのようなファイル形式になりますか。

[A]

送信した各申請データはXML形式（ただし、拡張子は「.XTX」となります）でダウンロードすることが可能となっています。

【2 特にご留意いただきたい事項】

(1) 住所（居所）又は所在地の記録について

記録要領の留意事項を参考に、住民票の写し等のおり正しく記録してください。

（注）以下の〈例〉は住民票の写し等に記載の住所を前提としていますが、実在するとは限りませんのでご注意ください。

また、OSや使用環境により異なる字形が表示される場合があります。

イ 都道府県名、市町村名及び郡等は、省略しないでください。

〈例〉

正：東京都千代田区霞が関 1-2-3

誤：千代田区霞が関 1-2-3

正：山梨県南都留郡山中湖村平野 1 2 3

誤：山中湖村平野 1 2 3

ロ 地名を構成する「番」等は、「-（ハイフン）」に置き換えないでください。

〈例〉

正：東京都港区麻布十番 1-2-3

誤：東京都港区麻布十 二 1-2-3

正：福島県河沼郡会津坂下町字市中二番甲 9 9 9

誤：福島県河沼郡会津坂下町字市中二一甲 9 9 9

ハ 区画整理地区や予定町名等がカッコで記載されている場合は、カッコ内も含めて記録してください。

〈例〉

正：茨城県つくば市苅間 1 2 3 4 （研究学園 D 9 9 街区 9 画地）

誤：茨城県つくば市 研究学園 D 9 9 街区 9 画地

正：福岡県福津市 9 9 （福間駅東地区 9 9 街区 9-9 画地）

誤：福岡県福津市 福間駅東地区 9 9 街区 9-9 画地

ニ 「丁目」等の後に地名がある場合は、その「丁目」等を全角文字の「-（ハイフン）」に置き換えないでください。

〈例〉

正：北海道札幌市白石区南郷通 1 6 丁目 北 9-9

誤：北海道札幌市白石区南郷通 1 6 二 北 9-9

正：北海道空知郡上富良野町西8線北33

誤：北海道空知郡上富良野町西8一北33

ホ 漢字の字形の違いに注意してください。

<例>

正：京都府京都市東山区祇園町北側999

誤：京都府京都市東山区祗園町北側999

正：神奈川県川崎市中原区木月祇園町888

誤：神奈川県川崎市中原区木月祗園町888

ヘ いわゆる京都通り名は、正確に記録してください。

<例>

正：京都府京都市上京区中長者町通新町西入仲之町999

誤：京都府京都市上京区中長者町通~~り~~新町西入仲之町999

ト JIS第1水準及び第2水準以外の漢字等は、その文字を「カナ」に置き換えてください。

<例>

正：岡山県岡山市中区サイ東町1丁目2-3

誤：岡山県岡山市中区さい東町1丁目2-3

チ 地名の「が」と「ヶ」と「ヶ」、「の」と「ノ」等の違いに注意してください。

<例>

正：東京都西東京市ひばりが丘1-2-3

誤：東京都西東京市ひばりヶ丘1-2-3

正：埼玉県越谷市越ヶ谷1-2-3

誤：埼玉県越谷市越谷1-2-3

正：東京都港区虎ノ門1-2-3

誤：東京都港区虎の門1-2-3

(2) 「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」について

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例	
1	申請事項等の種類	同一ファイルに各申請データを混在させないでください（「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」（001）のファイルに「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」（002）が混在する等）。	
2	提出年月日	必ず平成25年10月1日以降を記録してください（制度導入前（平成25年9月30日以前）を記録すると、エラーとなります）。	
3			元号
4			年
5			月
6	申請者の氏名	—	
7	申請者のフリガナ	全角カタカナで記録してください。	
8	申請者の生年月日	—	
9			元号
10			年
11			月
12	申請者の現住所（居所）又は所在地	—	
13	申請者の個人番号	平成28年1月1日以降に非課税適用確認書の交付申請書の提出を受けた場合は記録してください。	
14	申請者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地	—	
15	金融商品取引業者等の営業所の名称	① 「申請者」の名称を記録しないでください。 ② 営業所の名称を正しく記録してください。 例：同一の営業所から申請された場合 1行目のデータ＝「国税証券 大手町支店」 2行目のデータ＝「株式会社国税証券 大手町支店」 →それぞれを別の営業所と認識します。	
16	金融商品取引業者等の営業所の所在地	① 「申請者」の住所（居所）又は所在地を記録しないでください。 ② 営業所の所在地を正しく記録してください。	
17	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	「申請者」の郵便番号を記録しないでください。	
18	一般基準日に国内に住所	—	

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例
	を有しない旨	
19	一般基準日後最初	元号
20	に国内に住所を有	年
21	することとなった	月
22	日	日
23	勘定設定期間	元号
24		年
25	送付先の有無	「送付先」を設定する場合は必ず「1」を記録してください。
26	送付先の名称	—
27	送付先の所在地	—
28	送付先の郵便番号	—
29	金融商品取引業者等の営業所使用欄	金融商品取引業者等で、各「申請者」を特定できるような値を記録してください。 ただし、個人が識別される番号（口座番号等）や文字は記録しないでください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	① 「国税庁ホームページ＞源泉徴収義務者の方へ＞NISAに関する情報＞NISA 及びジュニア NISA において金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する事項の「レコードの内容及び記録要領」等について＞NISA 及びジュニア NISA の申請事項等において利用する「局署番号表」について」のとおり、正しく記録してください。 また、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号との対応を誤らないようご注意ください。 ② 「金融商品取引業者等の営業所」を管轄する税務署を正しく記録してください。
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	項番 30 と同じ。

(3) 「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」について

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例	
1	申請事項等の種類	同一ファイルに各申請データを混在させないでください（「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」（001）のファイルに「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」（002）が混在する等）。	
2	提出年月日	必ず平成28年1月1日以降を記録してください（制度導入前（平成27年12月31日以前）を記録すると、エラーとなります）。	
3			元号
4			年
5			月
6	申請者の氏名	—	
7	申請者のフリガナ	全角カタカナで記録してください。	
8	申請者の生年月日	元号 平成：「4」を記録してください。	
9		年 —	
10		月 —	
11		日 —	
12	申請者の現住所（居所）又は所在地	—	
13	申請者の個人番号	必ず記録してください。	
14	（空白）	—	
15	金融商品取引業者等の営業所の名称	① 「申請者」の名称を記録しないでください。 ② 営業所の名称を正しく記録してください。 例：同一の営業所から申請された場合 1行目のデータ＝「国税証券 大手町支店」 2行目のデータ＝「株式会社国税証券 大手町支店」 →それぞれを別の営業所と認識します。	
16	金融商品取引業者等の営業所の所在地	① 「申請者」の住所（居所）又は所在地を記録しないでください。 ② 営業所の所在地を正しく記録してください。	
17	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	「申請者」の郵便番号を記録しないでください。	
18	（空白）	—	
19	（空白）	—	
20	（空白）	—	
21	（空白）	—	

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例
22	(空白)	—
23	(空白)	—
24	(空白)	—
25	送付先の有無	「送付先」を設定する場合は必ず「1」を記録してください。
26	送付先の名称	—
27	送付先の所在地	—
28	送付先の郵便番号	—
29	金融商品取引業者等の営業所使用欄	金融商品取引業者等で、各「申請者」を特定できるような値を記録してください。 ただし、個人が識別される番号（口座番号等）や文字は記録しないでください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	① 「国税庁ホームページ>源泉徴収義務者の方へ>NISAに関する情報>NISA 及びジュニア NISA において金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する事項の「レコードの内容及び記録要領」等について>NISA 及びジュニア NISA の申請事項等において利用する「局署番号表」について」のとおり、正しく記録してください。 また、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号との対応を誤らないようご注意ください。 ② 「金融商品取引業者等の営業所」を管轄する税務署を正しく記録してください。
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	項番 30 と同じ。

(4) 「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」について

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例	
1	申請事項等の種類	同一ファイルに各申請データを混在させないでください（「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」（001）のファイルに「非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」（002）が混在する等）。	
2	提出年月日	必ず平成 25 年 10 月 1 日以降を記録してください（制度導入前（平成 25 年 9 月 30 日以前）を記録すると、エラーとなります）。	
3			元号
4			年
5			月 日
6	提出者の氏名	—	
7	提出者のフリガナ	全角カタカナで記録してください。	
8	提出者の生年月日	—	
9			元号
10			年
11			月 日
12	提出者の現住所（居所）又は所在地	—	
13	提出者の個人番号	平成 28 年 1 月 1 日以降に非課税口座開設届出書の提出を受けた場合は記録してください。	
14	提出者の基準日	—	
15			元号
16			年
17			月 日
18	提出者の基準日における国内の住所（居所）又は所在地	—	
19	提出者の整理番号	—	
20	提出者の氏名が変更されている旨	—	
21	非課税適用確認書の氏名	—	
22	非課税適用確認書の氏名のフリガナ	全角カタカナで記録してください。	
23	金融商品取引業者等の営業所の名称	—	

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例
24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	—
25	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	—
26	最初に非課税管理	元号
27	勘定が設定された	年
28	年月日又は設定予定年月日	月
29	定年月日	日
30	非課税口座の記号又は番号	—
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	<p>① 「国税庁ホームページ＞源泉徴収義務者の方へ＞NISAに関する情報＞NISA 及びジュニア NISA において金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する事項の「レコードの内容及び記録要領」等について＞NISA 及びジュニア NISA の申請事項等において利用する「局署番号表」について」のとおり、正しく記録してください。</p> <p>また、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号との対応を誤らないようご注意ください。</p> <p>② 「金融商品取引業者等の営業所」を管轄する税務署を正しく記録してください。</p>
32	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	項番 31 と同じ。

(5) 「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」について

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例	
1	申請事項等の種類	同一ファイルに各申請データを混在させないでください（「未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項」（001）のファイルに「未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項」（002）が混在する等）。	
2	提出年月日	必ず平成 28 年 1 月 1 日以降を記録してください（制度導入前（平成 27 年 12 月 31 日以前）を記録すると、エラーとなります）。	
3			元号
4			年
5			月
6	提出者の氏名	—	
7	提出者のフリガナ	全角カタカナで記録してください。	
8	提出者の生年月日	平成：「4」を記録してください。	
9			元号
10			年
11			月
12	提出者の現住所（居所）又は所在地	—	
13	提出者の個人番号	必ず入力してください。	
14	（空白）	—	
15	（空白）	—	
16	（空白）	—	
17	（空白）	—	
18	（空白）	—	
19	提出者の整理番号	—	
20	提出者の氏名が変更されている旨	—	
21	未成年者非課税適用確認書の氏名	—	
22	未成年者非課税適用確認書の氏名のフリガナ	全角カタカナで記録してください。	
23	金融商品取引業者等の営業所の名称	—	

項番	項目名	誤りやすい事例・特に留意いただきたい事例
24	金融商品取引業者等の営業所の所在地	—
25	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	—
26	非課税管理勘定が	元号
27	設定された年月日	年
28	又は設定予定年月	月
29	日	日
30	未成年者口座の記号又は番号	—
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	<p>① 「国税庁ホームページ＞源泉徴収義務者の方へ＞NISAに関する情報＞NISA 及びジュニア NISA において金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供する事項の「レコードの内容及び記録要領」等について＞NISA 及びジュニア NISA の申請事項等において利用する「局署番号表」について」のとおり、正しく記録してください。</p> <p>また、所轄税務署の名称と所轄税務署の番号との対応を誤らないようご注意ください。</p> <p>② 「金融商品取引業者等の営業所」を管轄する税務署を正しく記録してください。</p>
32	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	項番 31 と同じ。